

令和 7 年門真市議会第 1 回臨時会



議 案 書

門 真 市

第1回臨時会付議事件目次

ページ

第1	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（門真市税 条例の一部を改正する条例について）	1
第2	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年 度門真市一般会計補正予算（第14号）について）	17
第3	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年 度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5号）について）	49
第4	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年 度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第6 号）について）	67
第5	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年 度門真市一般会計補正予算（第2号）について）	81
第6	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年 度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第1 号）について）	95

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

門真市税条例の一部を改正する条例について

専決第 1 号

門真市税条例の一部を改正する条例について

門真市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

門真市長 宮本 一孝

記

門真市税条例の一部を改正する条例

門真市税条例（平成14年門真市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市民税の申告） 第27条 1～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から15日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第70条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定	（市民税の申告） 第27条 1～8 略 9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から15日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。 （施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出） 第70条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定

改正後	改正前
資産税について同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略 2 略 (種別割の税率) 第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 略 (2)～(3) 略 (種別割の減免) 第94条 1 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定	資産税について同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略 2 略 (種別割の税率) 第89条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの _____ 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 _____ ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの _____ 又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 略 (2)～(3) 略 (種別割の減免) 第94条 1 略 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定

改正後	改正前
の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)～(4) 略 3 略	の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称） (2)～(4) 略 3 略
（身体障害者等に対する種別割の減免） 第95条 1 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項及び第4項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項及び第4項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項及び第4項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項及び第4項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定	（身体障害者等に対する種別割の減免） 第95条 1 略 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項及び第4項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項及び第4項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項及び第4項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項及び第4項において「運転免許証」という。）

改正後	改正前
する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) 略 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4 略 5 略 6 略 (特別土地保有税の減免) 第117条 1 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人	_____を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。 (1)～(4) 略 (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) 略 _____ 3 略 4 略 5 略 (特別土地保有税の減免) 第117条 1 略 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人

改正後	改正前
を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第124条の8 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)(又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。))(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)～(3) 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 1～22 略 23 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) 略 3 略 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第124条の8 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)(又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。))(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (2)～(3) 略 附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 1～22 略 23 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 24 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 25 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 26 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

改正後	改正前
27～28 略	27～28 略
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)
第11条	第11条
1～13 略	1～13 略
14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に	
<u>規定する特定マンションに係る区分所有に</u>	
<u>係る家屋については、前項の申告書の提出</u>	
<u>がなかった場合においても、マンションの</u>	
<u>管理の適正化の推進に関する法律（平成12</u>	
<u>年法律第149号）第5条の2第1項に規定す</u>	
<u>る管理組合の管理者等から法附則第15条の</u>	
<u>9の3第2項に規定する期間内に施行規則</u>	
<u>附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出</u>	
<u>がされ、かつ、当該特定マンションが法附</u>	
<u>則第15条の9の3第1項に規定する要件に</u>	
<u>該当すると認められるときは、前項の規定</u>	
<u>にかかわらず、同条第1項の規定を適用す</u>	
<u>ることができる。</u>	
15 略	14 略
16 略	15 略
	<u>（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特</u>
	<u>例の適用を受けようとする者がすべき申告</u>
	<u>等）</u>
	第11条の2 法附則第16条の2第1項（同条
	第2項において準用する場合を含む。）の
	規定の適用を受けようとする者は、当該年
	度の初日の属する年の1月31日（第60条第
	6項の規定により同項に規定する仮換地等
	に係る同条第1項の所有者とみなされた者
	が当該仮換地等について法附則第16条の2
	第6項（同条第7項において準用する場合
	を含む。）の規定により読み替えて適用さ
	れる同条第1項の規定の適用を受けようと
	する場合にあっては、3月31日）までに次
	に掲げる事項を記載した申告書を市長に提
	出しなければならない。
	(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び

改正後	改正前
	<u>個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が政令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u> <u>(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u> <u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u> <u>(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> <u>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第82条の規定は適用しない。</u> <u>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u> <u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏</u>

改正後	改正前
	名又は名称) (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合 (5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。 （平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第11条の3 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第60条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提

改正後	改正前
	<u>出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が政令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u> (2) <u>法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u> (3) <u>当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u> (4) <u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> 2 <u>法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第82条の規定は適用しない。</u> 3 <u>法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</u> (1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人</u>

改正後	改正前
(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第11条の2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第60条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようと	番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合 (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。 (令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等) 第11条の4 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第60条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようと

改正後	改正前
する場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が<u>政令附則第12条の4第1項第3号</u>から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2) <u>法附則第16条の2第1項</u>に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において<u>法附則第16条の2第1項</u>(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 (4) 略 2 <u>法附則第16条の2第1項</u>(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和7年度分及び令和8年度分の固定資産税</u>については、第82条の規定は適用しない。 3 <u>法附則第16条の2第4項</u>に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。	する場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が<u>政令附則第12条の6第1項第3号</u>から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2) <u>法附則第16条の4第1項</u>に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3) 当該年度に係る賦課期日において<u>法附則第16条の4第1項</u>(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 (4) 略 2 <u>法附則第16条の4第1項</u>(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る<u>令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税</u>については、第82条の規定は適用しない。 3 <u>法附則第16条の4第4項</u>に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

改正後	改正前
(1)～(2) 略 (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 略 (5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。 （都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定） 第36条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第125条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。	(1)～(2) 略 (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4) 略 (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。 （都市計画税の課税標準の特例に係る読替規定） 第36条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第125条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の門真市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第89条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分

の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和6年度門真市一般会計補正予算（第14号）について

専決第 2 号

令和 6 年度門真市一般会計補正予算（第14号）について

令和 6 年度門真市一般会計補正予算（第14号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和 6 年度門真市一般会計補正予算（第14号）

令和 6 年度門真市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条** 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97,908千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,500,589千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	地方譲与税	199,263	613	199,876
	3 森林環境譲与税	12,816	613	13,429
14	国庫支出金	24,821,759	△5,436	24,816,323
	2 国庫補助金	9,869,891	△5,436	9,864,455
15	府支出金	5,485,048	1,730	5,486,778
	2 府補助金	1,133,789	1,730	1,135,519
16	財産収入	104,125	22,354	126,479
	1 財産運用収入	71,060	22,354	93,414
17	寄附金	2,011,290	△235,934	1,775,356
	1 寄附金	2,011,290	△235,934	1,775,356
18	繰入金	4,307,484	118,765	4,426,249
	1 基金繰入金	4,307,484	118,765	4,426,249
歳 入 合 計		80,598,497	△97,908	80,500,589

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2	総務費	8,216,779	△94,702	8,122,077
	1 総務管理費	7,105,524	△94,702	7,010,822
3	民生費	36,859,094	853	36,859,947
	1 社会福祉費	15,006,203	863	15,007,066
	2 児童福祉費	8,829,384	0	8,829,384
	4 国民健康保険費	1,794,468	△10	1,794,458
4	衛生費	4,273,845	447	4,274,292
	1 保健衛生費	1,689,380	447	1,689,827
6	商工費	222,960	0	222,960
	1 商工費	222,960	0	222,960
7	土木費	14,209,087	△926	14,208,161
	2 道路橋りょう費	1,329,292	0	1,329,292
	3 河川費	223,111	0	223,111
	4 都市計画費	7,563,232	2,762	7,565,994
	5 住宅費	4,768,598	△3,688	4,764,910
	7 災害救助費	111,389	0	111,389
8	消防費	1,834,079	0	1,834,079
	1 消防費	1,834,079	0	1,834,079
9	教育費	9,435,051	6,349	9,441,400
	1 教育総務費	4,577,067	6,349	4,583,416
	2 小学校費	814,258	0	814,258
	3 中学校費	475,382	0	475,382
	6 保健体育費	867,395	0	867,395
12	予備費	60,836	△9,929	50,907
	1 予備費	60,836	△9,929	50,907
歳 出 合 計		80,598,497	△97,908	80,500,589

1 総括
(歳入)

歲入合計	80,598,497	△97,908	80,500,589
------	------------	---------	------------

(歳 出)

[illegible]

2 歳 入

2 款 地方譲与税

3 項 森林環境譲与税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 森林環境譲与税	千円 12,816	千円 613	千円 13,429
計	12,816	613	13,429

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

5 土木費国庫補助金	5,454,770	△5,436	5,449,334
計	9,869,891	△5,436	9,864,455

1 5 款 府支出金

2 項 府補助金

2 民生費府補助金	627,239	1,730	628,969
計	1,133,789	1,730	1,135,519

1 6 款 財産収入

1 項 財産運用収入

2 利子及び配当金	17	22,354	22,371
-----------	----	--------	--------

節		説 明
区 分	金 額	
1 森林環境譲与税	千円 613	森林環境譲与税 千円

16 社会資本整備 総合交付金	△5,436	公の賃貸住宅家賃低廉化事業補助金

41 介護保険低所得者利用者負担対策事業費補助金	1,730	介護保険低所得者利用者負担対策事業費補助金

1 利子及び配当 金	22,354	水洗便所改造資金貸付基金貸付利子	24
		水洗便所改造資金貸付基金利子	29
		財政調整基金利子	1,248
		市営住宅建設基金利子	1,748
		減債基金利子	1,706
		森林環境基金利子	138

2 款 地方譲与税 1 4 款 国庫支出金 1 5 款 府支出金 1 6 款 財産収入

1 6 款 財産収入
1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
計	71,060	22,354	93,414

1 7 款 寄附金
1 項 寄附金

1 一般寄附金	2,000,000	△1,408,760	591,240
2 総務費寄附金	10,000	113,028	123,028
3 民生費寄附金	1,290	287,231	288,521
4 衛生費寄附金	0	67,234	67,234
5 土木費寄附金	0	92,126	92,126
6 教育費寄附金	0	612,007	612,007
7 商工費寄附金	0	200	200
8 消防費寄附金	0	1,000	1,000
計	2,011,290	△235,934	1,775,356

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
		職員退職手当基金利子	802
		都市整備基金利子	2,761
		福祉推進基金利子	339
		文化芸術振興基金利子	2,241
		環境保全基金利子	447
		教育振興基金利子	6,348
		まちづくり整備基金利子	4,523

1 一般寄附金	△1,408,760	一般寄附金	
1 総務費寄附金	113,028	総務費寄附金	111,828
		企業版ふるさと納税寄附金	1,200
1 民生費寄附金	287,231	民生費寄附金	286,731
		企業版ふるさと納税寄附金	500
1 衛生費寄附金	67,234	衛生費寄附金	
1 土木費寄附金	92,126	土木費寄附金	90,126
		企業版ふるさと納税寄附金	2,000
1 教育費寄附金	612,007	教育費寄附金	601,807
		企業版ふるさと納税寄附金	10,200
1 商工費寄附金	200	企業版ふるさと納税寄附金	
1 消防費寄附金	1,000	企業版ふるさと納税寄附金	

1 6 款 財産収入 1 7 款 寄附金

18款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
4 都市整備基金繰入金	千円 401,300	千円 △71,235	千円 330,065
10 財政調整基金繰入金	1,170,000	190,000	1,360,000
計	4,307,484	118,765	4,426,249

節		説 明
区 分	金 額	
1 都市整備基金 繰入金	千円 △71,235	都市整備基金繰入金 千円
1 財政調整基金 繰入金	190,000	財政調整基金繰入金

1 8 款 繰入金

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,284,030	千円 △115,276	千円 5,168,754	千円	千円	千円 1,200 寄附金 1,200	千円 △116,476
11 公民協働費	16,405	0	16,405			14,972 寄附金 14,972	△14,972
13 文化芸術振興費	159,868	0	159,868			76,024 寄附金 76,024	△76,024
16 市民公益活動支援センター費	19,344	0	19,344			5,832 寄附金 5,832	△5,832
19 森林環境基金費	12,816	751	13,567			138 財産収入 138	613
20 財政調整基金費	71,945	1,249	73,194			1,248 財産収入 1,248	1

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	千円 △339	千円 ○シティプロモーションによる定住促進
13 委託料	△114,937	ふるさと納税推進事業 △115,276 役務費 △339 通信運搬費 △339 委託料 △114,937 各種業務委託料（費用） △114,937 ふるさと納税業務委託料 △114,937
25 積立金	751	○施策評価対象外事業 森林環境基金積立事業 751 積立金 751 特定目的基金（固定資産） 751 基金積立金 751
25 積立金	1,249	○施策評価対象外事業 財政調整基金積立事業 1,249 積立金 1,249 財政調整基金（流動資産） 1,249 基金積立金 1,249

2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
21 減債基金費	千円 194,052	千円 11,007	千円 205,059	千円	千円	千円 11,006 財産収入 1,706 寄附金 9,300	千円 1
22 まちづくり 整備基金費	0	4,523	4,523			4,523 財産収入 4,523	
23 職員退職手 当基金費	0	803	803			802 財産収入 802	1
24 文化芸術振 興基金費	0	2,241	2,241			2,241 財産収入 2,241	
計	7,105,524	△94,702	7,010,822	0	0	117,986	△212,688

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 老人福祉費	2,599,001	1,813	2,600,814	1,730 府支出金 1,730			83
---------	-----------	-------	-----------	------------------------	--	--	----

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	千円 11,007	千円 ○施策評価対象外事業 減債基金積立事業 11,007 積立金 11,007 減債基金（流動資産） 11,007 基金積立金 11,007
25 積立金	4,523	○施策評価対象外事業 まちづくり整備基金積立事業 4,523 積立金 4,523 特定目的基金（固定資産） 4,523 基金積立金 4,523
25 積立金	803	○施策評価対象外事業 職員退職手当基金積立事業 803 積立金 803 特定目的基金（固定資産） 803 基金積立金 803
25 積立金	2,241	○施策評価対象外事業 文化芸術振興基金積立事業 2,241 積立金 2,241 特定目的基金（固定資産） 2,241 基金積立金 2,241

19 負担金補助及び交付金	2,307	○高齢者への支援 介護保険サービス実施事業 1,813 負担金補助及び交付金 2,307
---------------	-------	--

2 款 総務費 3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9 福祉推進基金費	1,290	△950	340			△951 財産収入 339 寄附金 △1,290	1
計	15,006,203	863	15,007,066	1,730	0	△951	84

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	707,980	0	707,980			1,750 寄附金 1,750	△1,750
2 児童措置費	6,826,191	0	6,826,191			500 寄附金 500	△500
5 こども医療助成費	449,921	0	449,921			286,271 寄附金 286,271	△286,271
計	8,829,384	0	8,829,384	0	0	288,521	△288,521

節		説 明
区 分	金 額	
28 繰出金	千円 △494	千円 補助金 2,307 社会福祉法人等利用者負担軽減補助金 2,307 繰出金 △494 他会計への繰出金 △494 事務費繰出金 △494
25 積立金	△950	○施策評価対象外事業 福祉推進基金積立事業 △950 積立金 △950 特定目的基金（固定資産） △950 基金積立金 △950

3 款 民生費

3 款 民生費

4 項 国民健康保険費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 国民健康保険費	千円 1,794,468	千円 △10	千円 1,794,458	千円	千円	千円	千円 △10
計	1,794,468	△10	1,794,458	0	0	0	△10

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	582,050	0	582,050			66,322 寄附金 66,322	△66,322
2 予防費	745,245	0	745,245			734 寄附金 734	△734
4 環境美化保全費	24,309	0	24,309			178 寄附金 178	△178
8 環境保全基金費	0	447	447			447 財産収入 447	
計	1,689,380	447	1,689,827	0	0	67,681	△67,234

節		説 明
区 分	金 額	
28 繰出金	千円 △10	千円 ○施策評価対象外事業 国民健康保険事業特別会計繰出金事務 繰出金 他会計への繰出金 職員給与費等分
		△10 △10 △10 △10

25 積立金	447	○施策評価対象外事業 環境保全基金積立事業 積立金 特定目的基金（固定資産） 基金積立金
		447 447 447 447

3 款 民生費 4 款 衛生費

6 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 商工振興費	千円 68,495	千円 0	千円 68,495	千円	千円	千円 3,200 寄附金 3,200	千円 △3,200
計	222,960	0	222,960	0	0	3,200	△3,200

7 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

1 道路橋りょう総務費	64,286	0	64,286			17,490 寄附金 17,490	△17,490
2 交通政策費	207,559	0	207,559			8,157 寄附金 8,157	△8,157
計	1,329,292	0	1,329,292	0	0	25,647	△25,647

7 款 土木費

3 項 河川費

1 河川総務費	223,111	0	223,111			△690 寄附金 7,342 繰入金 △8,032	690
計	223,111	0	223,111	0	0	△690	690

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

6 款 商工費 7 款 土木費

7 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 公園費	千円 178,675	千円 0	千円 178,675	千円	千円	千円 △4,068 寄附金 33,676 繰入金 △37,744	千円 4,068
6 緑化推進費	27,466	0	27,466			2 寄附金 25,461 繰入金 △25,459	△2
11 都市整備基金費	0	2,762	2,762			2,761 財産収入 2,761	1
計	7,563,232	2,762	7,565,994	0	0	△1,305	4,067

7 款 土木費

5 項 住宅費

3 市営住宅建設基金費	165,014	△3,688	161,326	△5,436 国庫支出金 △5,436		1,748 財産収入 1,748	
計	4,768,598	△3,688	4,764,910	△5,436	0	1,748	0

7 款 土木費

7 項 災害救助費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 災害救助費	千円 111,389	千円 0	千円 111,389	千円	千円	千円 5,700 寄附金 5,700	千円 △5,700
計	111,389	0	111,389	0	0	5,700	△5,700

8 款 消防費

1 項 消防費

2 非常備消防費	77,099	0	77,099			1,000 寄附金 1,000	△1,000
計	1,834,079	0	1,834,079	0	0	1,000	△1,000

9 款 教育費

1 項 教育総務費

2 事務局費	4,018,960	0	4,018,960			894 寄附金 894	△894
3 教育振興費	533,714	0	533,714			24,417 寄附金 24,417	△24,417
6 教育振興基金費	0	6,349	6,349			6,348 財産収入 6,348	1
計	4,577,067	6,349	4,583,416	0	0	31,659	△25,310

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

25 積立金	6,349	○施策評価対象外事業 教育振興基金積立事業 6,349 積立金 6,349 特定目的基金（固定資産） 6,349 基金積立金 6,349

7 款 土木費 8 款 消防費 9 款 教育費

9 款 教育費
2 項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	千円 814,258	千円 0	千円 814,258	千円	千円	千円 124,970 寄附金 124,970	千円 △124,970
計	814,258	0	814,258	0	0	124,970	△124,970

9 款 教育費
3 項 中学校費

1 学校管理費	411,955	0	411,955			56,324 寄附金 56,324	△56,324
計	475,382	0	475,382	0	0	56,324	△56,324

9 款 教育費
6 項 保健体育費

1 保健体育総務費	720,657	0	720,657			405,402 寄附金 405,402	△405,402
計	867,395	0	867,395	0	0	405,402	△405,402

12 款 予備費
1 項 予備費

1 予備費	60,836	△9,929	50,907				△9,929
計	60,836	△9,929	50,907	0	0	0	△9,929

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

9 款 教育費 1 2 款 予備費

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

専決第 3 号

令和 6 年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)
について

令和 6 年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和 6 年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 5 号)

令和 6 年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,910,445千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険料	2,632,274	△50,000	2,582,274
	1 国民健康保険料	2,632,274	△50,000	2,582,274
5	財産収入	2	107	109
	1 財産運用収入	2	107	109
6	繰入金	1,810,613	49,990	1,860,603
	1 一般会計繰入金	1,794,468	△10	1,794,458
	2 基金繰入金	16,145	50,000	66,145
歳 入 合 計		14,910,348	97	14,910,445

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	国民健康保険事業費納付金	4,082,586	0	4,082,586
	1 医療給付費分	2,926,759	0	2,926,759
	2 後期高齢者支援金等分	817,550	0	817,550
	3 介護納付金分	338,277	0	338,277
9	基金積立金	51,065	97	51,162
	1 基金積立金	51,065	97	51,162
歳 出 合 計		14,910,348	97	14,910,445

1 総括
(歳入)

歲 入 合 計	14,910,348	97	14,910,445
---------	------------	----	------------

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

1 款 国民健康保険料

1 項 国民健康保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	千円 2,631,756	千円 △50,000	千円 2,581,756
計	2,632,274	△50,000	2,582,274

5 款 財産収入

1 項 財産運用収入

1 利子及び配当金	2	107	109
計	2	107	109

6 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,794,468	△10	1,794,458
計	1,794,468	△10	1,794,458

節		説	明
区 分	金 額		
1 医療給付費分 現年度分	千円 △34,445	現年度分	千円
3 介護納付金分 現年度分	△4,445	現年度分	
5 後期高齢者支 援金分現年度 分	△11,110	現年度分	

1 利子及び配当 金	107	出産費資金貸付基金利子 国民健康保険財政調整基金利子	11 96

3 職員給与費等 繰入金	△10	職員給与費等繰入金	

国民健康保険事業特別会計

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険財政調整基金繰入金	千円 16,145	千円 50,000	千円 66,145
計	16,145	50,000	66,145

節		説 明
区 分	金 額	
1 国民健康保険 財政調整基金 繰入金	千円 50,000	国民健康保険財政調整基金繰入金

国民健康保険事業特別会計

3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者医療給付費分	千円 2,926,759	千円 0	千円 2,926,759	千円	千円	千円 △34,445 国民健康保険料 △34,445	千円 34,445
計	2,926,759	0	2,926,759	0	0	△34,445	34,445

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金等分

1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	817,550	0	817,550			△11,110 国民健康保険料 △11,110	11,110
計	817,550	0	817,550	0	0	△11,110	11,110

3 款 国民健康保険事業費納付金

3 項 介護納付金分

1 介護納付金分	338,277	0	338,277			△4,445 国民健康保険料 △4,445	4,445
計	338,277	0	338,277	0	0	△4,445	4,445

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

国民健康保険事業特別会計

9 款 基金積立金
1 項 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 国民健康保 険財政調整 基金積立金	千円 51,065	千円 97	千円 51,162	千円	千円	千円 96 財産収入 96	千円 1
計	51,065	97	51,162	0	0	96	1

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	千円 97	千円 ○施策評価対象外事業 国民健康保険財政調整基金積立事業 97 積立金 97 財政調整基金（流動資産） 97 基金積立金 97

国民健康保険事業特別会計

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和6年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について

専決第 4 号

令和 6 年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）に
ついて

令和 6 年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和 6 年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,968千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,752,425千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	府支出金	1,914,546	△1,474	1,913,072
	2 府補助金	72,986	△1,474	71,512
6	繰入金	2,471,809	△494	2,471,315
	1 一般会計繰入金	2,471,809	△494	2,471,315
歳 入 合 計		14,754,393	△1,968	14,752,425

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	401,138	△1,968	399,170
	1 総務管理費	248,224	△1,968	246,256
	歳 出 合 計	14,754,393	△1,968	14,752,425

1 総括
(歳入)

–72–

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

5 款 府支出金

2 項 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費補助金	千円 1,474	千円 △1,474	千円 0
計	72,986	△1,474	71,512

6 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

4 その他一般会計繰入金	415,864	△494	415,370
計	2,471,809	△494	2,471,315

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	千円 △1,474	現年度分 千円

1 事務費繰入金	△494	事務費繰入金

介護保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 円滑運営対策費	千円 1,968	千円 △1,968	千円 0	千円 △1,474 府支出金 △1,474	千円	千円	千円 △494
計	248,224	△1,968	246,256	△1,474	0	0	△494

節		説 明	
区 分	金 額		
12 役務費	千円 △2	○高齢者への支援	千円
19 負担金補助及 び交付金	△1,906	円滑運営対策事業	△1,968
		役務費	△2
		手数料	△2
20 扶助費	△60	負担金補助及び交付金	△1,906
		補助金	△1,906
		社会福祉法人等利用者負担軽減補助金	△1,906
		扶助費	△60
		介護扶助費	△60

介護保険事業特別会計

承認第 6 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月13日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和7年度門真市一般会計補正予算（第2号）について

専決第5号

令和7年度門真市一般会計補正予算（第2号）について

令和7年度門真市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和 7 年度門真市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度門真市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条** 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,832千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85,971,587千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	府支出金	5,888,060	1,832	5,889,892
	2 府補助金	1,250,038	1,832	1,251,870
	歳入合計	85,969,755	1,832	85,971,587

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	35,993,729	1,832	35,995,561
	1 社会福祉費	13,143,568	1,832	13,145,400
	歳 出 合 計	85,969,755	1,832	85,971,587

1 総括
(歳入)

計 合 入 歳

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

1 5 款 府支出金

2 項 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費府補助金	千円 623,643	千円 1,832	千円 625,475
計	1,250,038	1,832	1,251,870

節		説	明
区 分	金 額		
41 介護保険低所得者利用者負担対策事業費補助金	千円 1,832	介護保険低所得者利用者負担対策事業費補助金	千円

1 5 款 府支出金

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 老人福祉費	千円 2,572,996	千円 1,832	千円 2,574,828	千円 1,832 府支出金 1,832	千円	千円	千円
計	13,143,568	1,832	13,145,400	1,832	0	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
12 役務費	千円 2	○高齢者への支援	千円
19 負担金補助及 び交付金	2,383	介護保険サービス実施事業	2,445
		役務費	2
		手数料	2
20 扶助費	60	負担金補助及び交付金	2,383
		補助金	2,383
28 繰出金	△613	社会福祉法人等利用者負担軽減補助金	2,383
		扶助費	60
		介護扶助費	60
		○施策評価対象外事業	
		介護保険サービス実施事業	△613
		繰出金	△613
		他会計への繰出金	△613
		事務費繰出金	△613

3 款 民生費

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 13 日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

令和 7 年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

専決第 6 号

令和 7 年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて

令和 7 年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

記

令和 7 年度門真市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度門真市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,445 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,833,424 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日 専決

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	府支出金	1,955,236	△1,832	1,953,404
	2 府補助金	75,609	△1,832	73,777
6	繰入金	2,469,128	△613	2,468,515
	1 一般会計繰入金	2,469,128	△613	2,468,515
歳 入 合 計		14,835,869	△2,445	14,833,424

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	384,346	△2,445	381,901
	1 総務管理費	234,945	△2,445	232,500
	歳 出 合 計	14,835,869	△2,445	14,833,424

1 総括
(歳入)

歲入合計	14,835,869	△2,445	14,833,424
------	------------	--------	------------

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

5 款 府支出金

2 項 府補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 事業費補助金	1,832	△1,832	0
計	75,609	△1,832	73,777

6 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

4 その他一般会計繰入金	387,987	△613	387,374
計	2,469,128	△613	2,468,515

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	千円 △1,832	現年度分 千円

1 事務費繰入金	△613	事務費繰入金

介護保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 円滑運営対策費	千円 2,445	千円 △2,445	千円 0	千円 △1,832 府支出金 △1,832	千円	千円 △613 繰入金 △613	千円
計	234,945	△2,445	232,500	△1,832	0	△613	0

節		説 明	
区 分	金 額		
12 役務費	千円 △2	○高齢者への支援	千円
19 負担金補助及 び交付金	△2,383	円滑運営対策事業	△2,445
		役務費	△2
		手数料	△2
20 扶助費	△60	負担金補助及び交付金	△2,383
		補助金	△2,383
		社会福祉法人等利用者負担軽減補助金	△2,383
		扶助費	△60
		介護扶助費	△60

介護保険事業特別会計